

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の
流通段階における違反に係る指導の件数等

令和 6 年12月
農 林 水 産 省

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の、流通段階における違反に係る令和 6 年度上半期（令和 6 年 4 月～令和 6 年 9 月）の指導の件数等は、以下のとおりです。

＜指導の件数＞ (単位：件)

	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	計	(参考)	
				勧告	命令
令和 5 年度	5 3 (6)	5 1 (6)	1 0 4 (12)	5	0
令和 6 年度	3 5 (6)		3 5 (6)	2	0

注：（ ）内が口頭による指導件数であり、内数である。

＜指導の違反区分別の状況＞

	個体識別番号 等の不表示	個体識別番号 等の誤表示	帳簿の不備	その他	計
令和 5 年度上半期	1 5	3 4	1 3	0	6 2
令和 5 年度下半期	1 5	3 2	2 1	0	6 8
令和 6 年度上半期	7	2 0	9	0	3 6

注：1 件の指導の中で複数区分で違反となった事例があり、違反区分数の合計は指導件数と必ずしも一致しない。

＜指導の対象となった事業者の業種＞

	小売店	中間流通業者	特定料理 提供業者	その他	事業者計
令和 5 年度上半期	3 8	8	7	0	5 3
令和 5 年度下半期	3 1	1 7	3	0	5 1
令和 6 年度上半期	1 1	2 1	2	1	3 5

(資料) 令和 6 年度上半期における指導の状況

令和6年度上半期における指導の状況 (令和6年4月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
熊本	卸	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
愛知	卸	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
高知	小売	特定牛肉	帳簿に個体識別番号を未記録
岩手	小売	特定牛肉	個体識別番号の表示が不足して構成された荷口番号の表示
兵庫	特定料理 提供者	特定牛肉	帳簿に個体識別番号を未記録
富山	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示

※ 用語の説明

- ・ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- ・ 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- ・ 特定料理提供者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

令和 6 年度上半期における指導の状況
(令和 6 年 5 月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
大阪	卸	特定牛肉	個体識別番号の不表示
愛知	卸	特定牛肉	送り状に個体識別番号の誤表示
山形	卸	特定牛肉	個体識別番号の不表示

※ 用語の説明

- ・ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- ・ 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- ・ 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

令和 6 年度上半期における指導の状況

(令和 6 年 6 月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
兵庫	特定料理 提供者	特定料理	個体識別番号の誤表示
大阪	小売	特定牛肉	荷口番号を構成する個体識別番号の誤表示
福岡	卸	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
兵庫	卸	特定牛肉	帳簿に個体識別番号の未記録・誤記録及び重量の未記録
愛媛	卸	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
滋賀	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示

※ 用語の説明

- ・ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- ・ 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- ・ 特定料理提供者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

令和6年度上半期における指導の状況

(令和6年7月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
山形	卸	特定牛肉	帳簿における個体識別番号の未記載・誤記載
愛知	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
大阪	卸	特定牛肉	帳簿を未保存
福岡	卸	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
			帳簿を未保存

- ・ 1 件の指導で複数の主な違反内容を破線で区分けして示している。

※ 用語の説明

- ・ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- ・ 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- ・ 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

令和 6 年度上半期における指導の状況
(令和 6 年 8 月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
愛知	卸	特定牛肉	個体識別番号の表示が不足して構成された荷口番号の表示
宮崎	小売	特定牛肉	個体識別番号の不表示
兵庫	卸	特定牛肉	個体識別番号の不表示
千葉	小売	特定牛肉	個体識別番号の不表示
北海道	小売	特定牛肉	個体識別番号の不表示
岡山	卸	特定牛肉	荷口番号を構成する個体識別番号の誤表示
兵庫	卸	特定牛肉	帳簿の一部未記録
山形	小売	特定牛肉	帳簿を備え付けず

※ 用語の説明

- ・ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- ・ 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- ・ 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

令和 6 年度上半期における指導の状況
(令和 6 年 9 月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
山形	卸	特定牛肉	個体識別番号の不表示
北海道	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
京都	卸	特定牛肉	個体識別番号の表示が不足して構成された荷口番号の表示
山形	卸	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
大阪	卸	特定牛肉	個体識別番号の表示が不足して構成された荷口番号の表示
長野	卸	特定牛肉	荷口番号を構成する個体識別番号の誤表示
兵庫	卸	特定牛肉	帳簿を備え付けず
茨城	と畜者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示

※ 用語の説明

- ・ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- ・ 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- ・ 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。